

## 参考資料 6

(照会先)  
社会保険庁社会保険業務センター  
総務部企画調整課 川田、大窪  
電話直通 03-5344-1109

平成17年10月3日  
社会保険庁

年金の請求が楽になります！  
(裁定請求書の事前送付を始めました！)

### 1. 概要

平成17年10月3日（月）から、年金を請求する方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方々に、年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の請求書（「裁定請求書」）や「年金に関するお知らせ（はがき）」を初めて送付することとしました。

これにより、年金請求の手続きが、従来に比べ格段に楽になります。

### 2. 送付時期、送付対象者等

#### (1) 60歳になる3か月前に送付（注1）

- ① 60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方については、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を送付します。
- ② 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方については、受給資格がある旨および特別支給の老齢厚生年金の受給権（注2）について記載した「年金に関するお知らせ（はがき）」を送付します。
- ③ 社会保険庁が基礎年金番号で管理している年金加入記録のみでは、老齢基礎年金の受給資格が確認できない方については、年金加入期間の確認を促すための「年金に関するお知らせ（はがき）」を送付します。

（注1）送付対象者は、昭和21年1月2日以降生まれの方になります。

（注2）厚生年金保険の加入期間が12か月未満であった方が、12か月以上になったときには、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。

(2) 65歳になる3か月前に送付 (注)

- ① 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方については、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を送付します。
- ② 60歳から64歳までの間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、未だ年金の決定がされていない方については、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を送付します。

(注) 送付対象者は、昭和16年1月2日以降生まれの方になります。

**【参考】**

- 平成17年度（平成17年10月から平成18年3月まで）の送付見込み人数  
〔※（ ）内は初回送付人数です。〕

裁定請求書

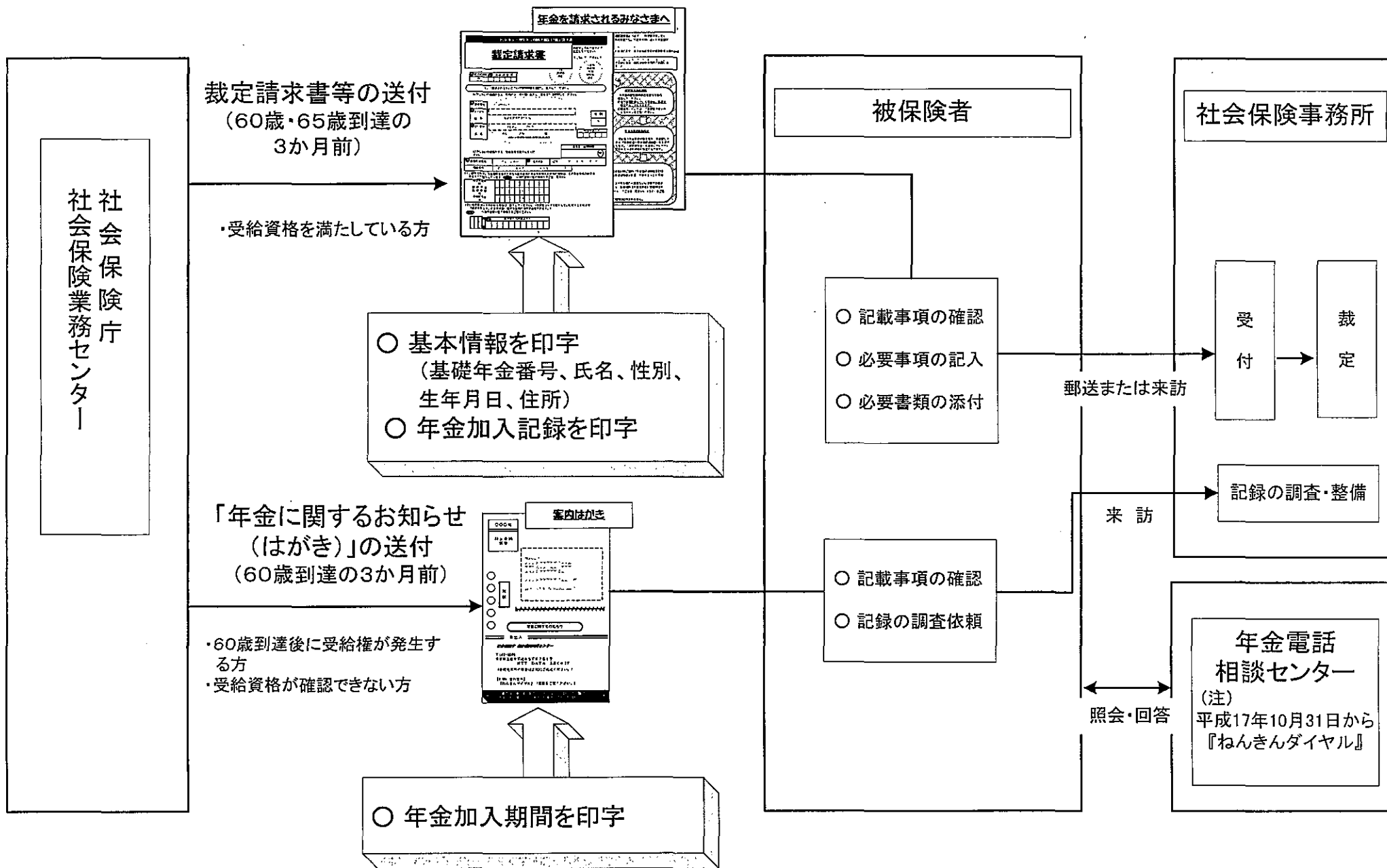
- ・60歳に受給権が発生する方・・・・・・・・・・・・・・・・約34万人  
(約2万8千人)
- ・65歳に受給権が発生する方・・・・・・・・・・・・・・・・約13万人  
(約9千人)
- ・60歳から64歳までの間に受給権が発生している方・・・・約4万人  
(約2千人)

お知らせはがき

- ・65歳から受給権が発生する方・・・・・・・・・・・・・・・・約23万人  
(約8千人)
- ・受給資格が確認できない方・・・・・・・・・・・・・・・・約19万人  
(約7千人)

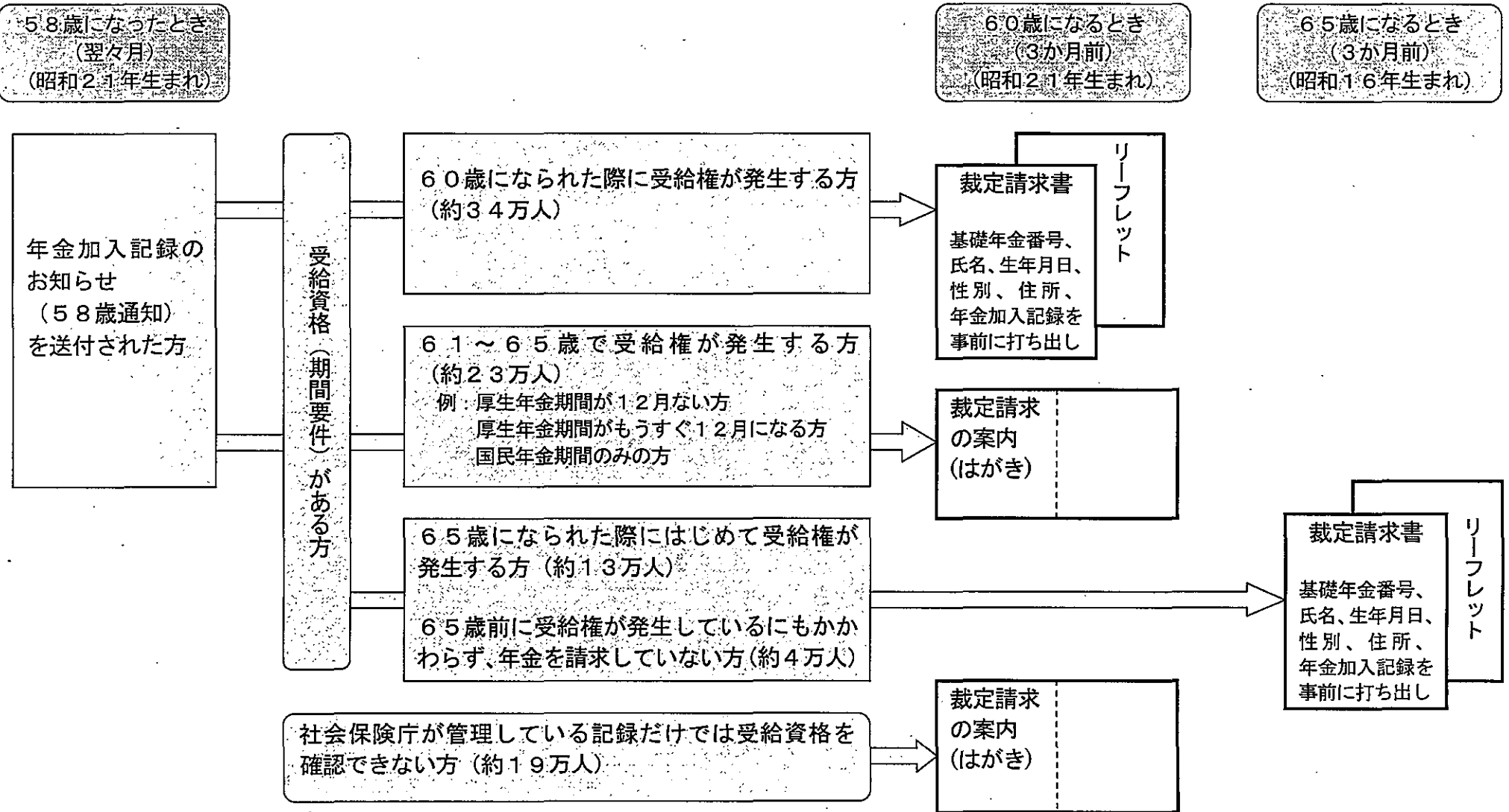
- ※ 裁定請求書等は、社会保険業務センターから毎週送付します。
- ※ 初回（10月3日）の送付対象者は、昭和21年1月2日から1月9日までに生まれた方および昭和16年1月2日から1月9日までに生まれた方です。
- ※ その後毎週それ以降に生まれた方々への送付を行います。

# 「裁定請求書の事前送付」の概要



年金請求をされる方に裁定請求書を送付します！

平成17年10月3日(月)から、年金請求される方の利便性の向上と年金の請求もれを防ぐため、社会保険庁が管理している年金加入記録をもとに、年金の請求書(「裁定請求書」)をお送りします。



※ 年金の受給資格を満たすためには、原則、年金の加入期間が25年必要です。通常の場合、厚生年金の期間が1年以上ある方は60歳から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。それ以外の方は65歳から老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給権が発生します。

※ ( ) 内の数字は、平成17年度(平成17年10月から平成18年3月まで)の送付見込み人数です。